

報道関係者 各位

長野労働局発表 (04-49 )

令和4年7月4日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 浜 幸好

室長補佐 宮澤明芳

(代表電話) 026(223)0555

# 長野県最低賃金の改正を諮問しました

## ～ 長野地方最低賃金審議会 第1回本審議会を開催 ～

- 1 長野労働局長(小野寺喜一)は、7月4日に開催された長野地方最低賃金審議会(会長 倉崎哲矢、以下「審議会」という。)において、長野県最低賃金の改正決定についての諮問を行いました。
- 2 長野県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されるもので、  
昨年は、8月5日に審議会から過去最大の引上げ額28円、時間額877円とする答申があり、これにより、長野労働局長が現行の最低賃金額を時間額877円(令和3年10月1日発効)と決定しています。
- 3 審議会では、県下の経済動向、雇用動向、賃金動向、関係労使の意見、賃金実態調査の結果、さらには、地域における労働者の生計費と生活保護に係る施策との整合性に配慮して審議が進められることとなっています。